

市・県民税、所得税の申告受け付けが始まります 税の申告はお早めに！

市・県民税の申告と所得税の確定申告の受け付けが2月16日（月）から始まります。例年、3月になりますと窓口が大変混み合いますので、早めの申告にご協力ください。また、申告書作成相談会などは下表の日程で行われますので、ぜひご利用ください。

提出期間…2月16日（月）～3月16日（月）

※土・日を除く

提出場所…市役所税務課・野栄総合支所

相談会場…市民ふれあいセンター2階第3会議室
野栄総合支所1階会議室

日曜申告相談・受付…2月22日と3月8日
（会場…市民ふれあいセンター）



市・県民税の申告

【申告が必要な人】

次の要件に当てはまる人は、

市・県民税の申告が必要です。また、今年、市・県民税の申告が必要と思われる人には1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。なお、郵送されなかった人で市・県民税申告書が必要な人は税務課までご連絡ください。

○平成27年1月1日現在、匝瑳市に住所があり、平成26年中に所得のあった人

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

・勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない人

・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人

○公的年金所得者で、次のいずれかに当てはまる人

・公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人（年金から引かれていない社会保険料の追加、医療費控除の追加、扶養の変更または追加など）

・公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人

の人

○無収入だった人、または非課税所得のあった人

※平成26年中に高齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、平成8年4月1日生まれ以前の学生の人、または非課税所得（遺族年金、障害年金など）のあった人などは市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします（国民健康保険などの軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になりますので、忘れずに申告してください）。

○給与所得のみの人で、勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されている人

○平成26年分所得税の確定申告書を提出した人、または提出する人

○申告をしなくてもよい人

○給与所得のみの人で、勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されている人

○平成26年分所得税の確定申告書を提出した人、または提出する人

所得税の確定申告

【確定申告が必要な人】

○事業所得や不動産所得など

の人

○公的年金の収入金額が400万円を超え

があり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

○給与収入額が2千万円を超える人、または給与を2か所以上から受けている人

○給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

◆申告書作成相談会等日程表

各種相談	日程	相談時間	会場	対象
申告書作成相談会	2月12日（木）	9:30～12:00	市民ふれあいセンター2階会議室	所得税（譲渡所得者を含む）、消費税、事業税、市・県民税申告
	2月13日（金）	13:00～15:30		
税理士による無料相談会	2月12日（木）	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター2階会議室	小規模事業者（医師、弁護士、譲渡所得者は除く）
申告相談・受付	2月16日（月） ～ 3月16日（月） ※土・日を除く	9:00～12:00 13:00～16:00	相談…市民ふれあいセンター、野栄総合支所 提出のみ…市役所税務課、野栄総合支所	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く
日曜申告相談・受付	2月22日（日）	9:00～12:00 13:00～16:00	市民ふれあいセンター2階第3会議室	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く（野栄総合支所では行いません）
	3月8日（日）			

※混雑時（特に午前中）は、相談の受け付けを早めに切り上げる場合があります。
※今年度は、税務署職員の出張相談はありません。

0万円を超える人、または400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人

○土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

【還付申告をする人】

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には、2月16日以前でも提出できます。

【電子申告をする人】

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告することができません。ただし、電子申告には、電子署名や電子証明書が必要になります。

また、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などは、プリントアウト(白黒でも可)して、銚子税務署に提出することもできます。記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して、銚子税務署へ郵送してください。

なお、申告したことを証する「控え」が必要な人は、次のものを同封してください。後日、銚子税務署から收受印

が押された「控え」が返送されます。

①申告書「提出用」 ②申告書「控え」 ③切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所氏名を記入したもの)

◆郵送先

〒288-8666
銚子市栄町2丁目1番地1
銚子税務署 ☎0479・22・1571

◆銚子税務署の受付・相談会場
銚子市三崎町19番地4
銚子商工会館1階大ホール
(JR銚子駅より徒歩4分)

申告相談時のお願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いします。つきましては、相談会場において申告書作成のアドバイスをしますので、相談を希望する人は次の書類などを持ってお越しください。なお、混雑時は早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

①印鑑 ②平成26年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など)※事業所得や不動産所得などがある人は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など ③医療費を控除する場

合は領収書 ④国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書

消費税の申告(個人事業者)

平成26年分の「課税事業者」は、平成24年分(基準期間)の課税売上高が1000万円を超えた人、または平成25年1月から6月までの6か月間(特定期間)の課税売上高が1000万円を超えた人(ただし、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます)となります。また、課税売上高が5000万円以下の人で、平成25年12月31日までに「消費税

簡易課税制度選択届出書」を銚子税務署に提出した人は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することができません。

なお、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない人は、「一般課税(本則課税)」での申告となります。

また、消費税の税率が、平成26年4月1日から8%に改正されたことに伴い、平成26年分の消費税の確定申告書については、課税取引を旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものと区分した帳簿などに基づき作成する必要がありますのでご注意ください

さい。詳しくは、銚子税務署にご相談ください。

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、消費税の申告書を作成することができません。

○消費税の申告と納税は、3月31日(火)までです。

○消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください(所得税とは別に申し込みが必要です)。

◆申告に関する問い合わせ先
所得税、消費税の確定申告：
銚子税務署 ☎0479・22・1571

市・県民税の申告：税務課市
民税班 ☎73・0087

固定資産税

建物を取り壊したら必ず届け出を

固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です。平成26年12月31日までに課税対象の建物を取り壊した人で滅失登記をしていない人は、税務課へ届け出をしてください。

届け出がないと、課税される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

税務課資産税班
☎73・0087

軽自動車税

原付バイクや軽自動車などの 廃車・名義変更の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。年度途中で廃車などの手続きをしても年税額がかかります。廃車などの手続きが必要な人は、3月31日(火)までに届け出をしてください。なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点では自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届け出年月日、受理番号を控えた上で廃車の届け出をしてください。

【廃車・名義変更・住所変更などの届け出先】

- ◆125cc以下のバイク、小型特殊自動車
税務課市民税班 ☎73-0087
- ◆125cc超のバイク
関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ◆三輪または四輪の軽自動車
軽自動車検査協会千葉事務所 ☎050-3816-3114
税務課市民税班 ☎73-0087